

経緯等

- ハンドル形電動車椅子の鉄道利用に関しては、平成19年度に国土交通省に設置した調査検討委員会において、鉄道車両の構造等の制約を考慮して、車椅子使用者及び車椅子についての要件(下記「～現行～」参照)を取りまとめており、これを受けて、鉄道各社がそれぞれのルールを設定。
- 当時と比べて、高齢化の進展や障害者数の増加、訪日外国人数の増加など、ハンドル形電動車椅子を取り巻く環境は大きく変化。このため、「ユニバーサルデザイン2020中間取りまとめ(平成28年8月)」において、要件見直しを打ち出し。
- 国土交通省は、平成28年11月に、有識者、障害者等で構成される調査検討委員会を設置。国内外における実態調査等を経て、新たな利用要件について結論。
- その後、国内外への周知方法の検討、ハンドル形電動車椅子の諸元確認の円滑化等の方策の検討等、見直し内容の実施に向けた準備を進め、このたび平成30年4月1日より運用開始。

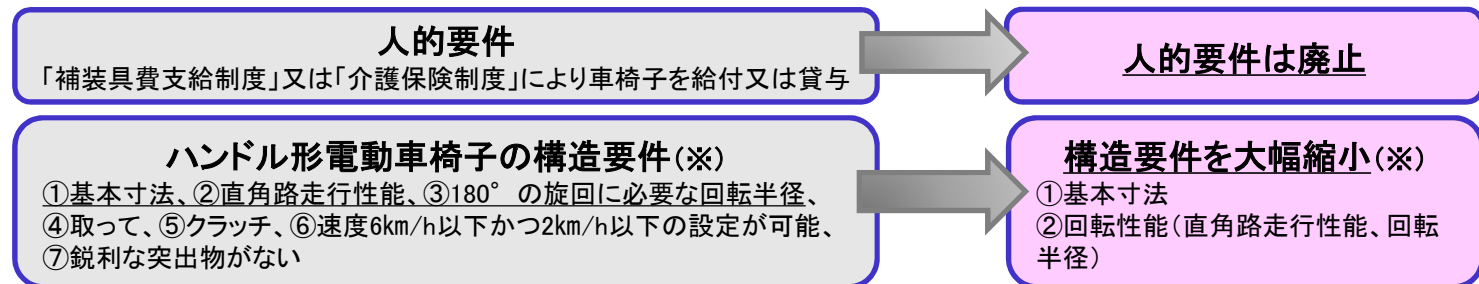
見直しの概要

- 1. 基本的考え方:** ・増加が見込まれる訪日外国人への対応が必要
・日本人、外国人を問わず、可能な限り、ハンドル形電動車椅子であることのみをもって、他の車椅子と違いを設けない
- ～ 現 行 ～

2. 主な変更点:



<ハンドル形電動車椅子>



※デッキ付き車両のうち、N700系と同程度以上のスペースを有する車両については、客室内の車椅子スペースを利用可能。

- 3. その他:** ・ハンドル形電動車椅子の要件や利用ルールにつき、国内外へ周知(国土交通省・観光庁ウェブサイト、障害者団体等を通じた周知を順次実施)
・ハンドル形電動車椅子の寸法、回転性能等の諸元確認の円滑化のため、諸元を表示するシールの貼付を車椅子メーカー等が実施(一方で、利用者の申請に基づく、従来のステッカー制度は廃止)

平成30年4月1日より、運用開始